

[新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい]

経営革新支援事業

中小企業者が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けると低利な融資制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、新たな事業活動を行う中小企業者、組合等。

なお、経営革新計画は、以下の内容を満たすことについて、都道府県知事等の承認を受けることが必要です。

(1) 事業内容

以下の4つのいずれかに該当する取組であること。

(自社にとって新しいものであれば、他社で採用されているものも対象になります。)

- －新商品の開発や生産
- －新役務(サービス)の開発や提供
- －商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- －役務(サービス)の新たな提供方法の導入その他の新たな事業活動

(2) 経営目標

3～5年間の事業計画期間であり、付加価値額(※)又は従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ経常利益が年率平均1%以上伸びる計画となっていること。

(※)付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

支援内容

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。

ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

- (1) 政府系金融機関による低利融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
基準金利-0.9%(99頁参照)
- (2) 信用保証の特例(263頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は86頁参照)
- (3) 特許関係料金減免制度(115頁参照)
- (4) 販路開拓コーディネート事業(93頁参照)

最近の承認実績 平成26年度 3,560件(累計59,105件)

ご利用方法

(1) 経営革新計画を作成するにあたり、お近くの都道府県経営革新計画担当課または経済産業局等にご相談ください。※巻末お問い合わせ先一覧参照

(2) 経営革新計画を作成後、都道府県経営革新計画担当課または経済産業局に申請してください。計画内容を審査後、承認された場合には承認書が交付されます。なお、承認書は、上記の支援策をご利用する際に必要になります。

お問い合わせ先

- ・都道府県経営革新計画担当課または経済産業局 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- ・中小企業庁 技術・経営革新課(イノベーション課) 電話:03-3501-1816(直通)